

京都市地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会条例施行規則を公布する。

平成22年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 89 号

京都市地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会条例施行規則

(庶務)

第1条 地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）

の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定

める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(京都市立病院)